

## 2027年国際園芸博覧会関係閣僚会議の開催について

（令和5年4月28日）  
（閣議口頭了解）

1 2027年国際園芸博覧会の円滑な準備及び運営に資するため、これに係る重要な問題であって国の施策に関連する事項を協議する目的をもって、2027年国際園芸博覧会関係閣僚会議（以下「会議」という。）を開催する。

2 会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

議長 内閣官房長官  
副議長 国際園芸博覧会担当大臣  
構成員 国際博覧会担当大臣  
内閣府特命担当大臣（防災）  
国家公安委員会委員長  
復興大臣  
総務大臣  
法務大臣  
外務大臣  
財務大臣  
文部科学大臣  
厚生労働大臣  
農林水産大臣  
経済産業大臣  
国土交通大臣  
環境大臣  
防衛大臣

3 会議の庶務は、農林水産省及び国土交通省の協力を得て、内閣官房において処理する。

4 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。